

(3) 支給対象期

本助成金は、出向元事業所の対象期間および出向先事業所ごとの出向期間について出向の計画を策定して労働局またはハローワークへ届け出し、その計画に基づいて実施した出向の実績に応じて支給申請を行います。

支給申請の単位となる一定期間を「**支給対象期**」といいます。「支給対象期」は、1つの「判定基礎期間」、または連続する2つから6つの「判定基礎期間」のいずれかを計画の届出の際に出向元事業主が出向先事業所ごとに選択し、以降この計画の届出の際に選択した頻度毎に支給申請することとなります（支給申請を1か月ごと～6か月ごとから選択することができます。なお、途中で変更する場合には、別途変更の手続きが必要です。）。

(4) 支給限度日数等

本助成金を受けようとするとき、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度に本助成金の支給対象となる対象労働者500人（1人当たり、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は12か月（365日））を限度とします。当該年度における最初の計画届提出日の前日（ただし、当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の3月31日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が10人未満の場合は10人分とする）分が上限となります。

ただし、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合において、本助成金の出向労働者が出向先事業所の雇用保険被保険者（以下「出向先被保険者」という。）である場合は、出向元事業所にあつては、前年度の3月31日時点の雇用保険被保険者数に出向先被保険者数を加えた人数分を上限とし、出向先事業所にあつては、前年度の3月31日時点の被保険者数から出向先被保険者数を除いた人数分を上限とします（具体例については、次のウをご確認ください）。

また、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施しておらず、かつ支給申請日時点で当該年度における初回の計画届を提出していない場合、上限となる人数は、前年度と同数とします（具体例については、次のエをご確認ください）。

ア 支給人数の計算方法

この場合の支給人数の計算において、同一の適用事業所が出向元事業所として出向を実施した場合は、出向を実施する対象労働者について500人（当該年度における最初の計画届提出日の前日（ただし、当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の3月31日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が10人未満の場合は10人分とする。以下同じ。））が上限となり、また、出向先事業所として出向の受入れを行った場合は、受け入れる者について500人が上限となり、それぞれ上限が適用されます（※）。

なお、出向を実施した日が1日でもあった労働者を「1人」とカウントします。

支給人数が支給限度日数等に達した場合は、当該支給対象期における出向労働者の中から、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ支給対象者を指定することとなります。

（※）同一の事業所が同一の期間に雇用する労働者の出向の実施と他の事業所からの出向の受入れを行うことはできません。

（例）上限が500人である出向元事業所の場合

既に出向労働者490人分の支給を受けており、新たに、支給を受けていない出向労働者15人分の支給申請書を提出した場合、支給対象となるのは15人の内10人（上限500人 - 支給決定人数490人）であり、出向元事業主が10人を指定することになります。

イ 「1年度500人」の支給限度日数等の計算方法

「1年度500人」という支給限度日数等に達したかどうかは、同一の年度に支給決定を行った出向労働者の人数の累計を、500人から差し引いた人数を残人数とするという考え方で計算します。

例えば、同一の出向労働者について複数の支給対象期において支給を行った場合も、「1人」とカウントします

ウ 出向労働者が出向先被保険者（出向先事業所の雇用保険被保険者）である場合の上限人数

(例) ・ 出向期間：令和4年1月1日から令和4年12月31日

・ 出向元事業所の雇用保険被保険者数：50人（最初の計画届提出日の前日時点）

・ 出向先事業所の雇用保険被保険者数：60人（最初の計画届提出日の前日時点）

・ 出向労働者：40人（全員が出向先で被保険者を取得）

この場合、令和3年度の出向元事業所及び出向先事業所の上限人数は、それぞれ50人及び60人となります。また、令和4年度の上限人数は、出向元事業所は50人（令和4年3月31日時点の雇用保険被保険者数10人 + 出向先被保険者数40人）、出向先事業所は60人（令和4年3月31日時点の雇用保険被保険者数100人 - 出向先被保険者数40人）となります。

エ 前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施しておらず、かつ支給申請日時点で当該年度における出向の計画届を提出していない場合の上限人数

(例) ・ 出向期間：令和3年4月1日から令和4年3月1日

・ 支給申請日（令和4年4月1日）時点で令和4年度における初回の計画届を提出していない

この場合、令和4年度の上限人数は、令和3年度の上限人数と同数となります。